

13年度答申第17号
平成13年8月21日

杉並区長 山田 宏 あて

杉並区情報公開・
個人情報保護審議会
会長 江藤 价泰

杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下、「審議会」という。）は、平成13年8月21日付「13杉政総発第2035号」をもって諮問のあった、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号）の施行にあたって、区民の個人情報保護の観点から、区の住民基本台帳事務の取扱いに関し取るべき措置について審議の結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号。以下、「法」という。）が施行され、いわゆる、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）が稼動した場合、住民票記載事項の漏えいや不適正な利用により、区民の基本的な人権が侵害される恐れがある。

また、住民基本台帳事務の中に、個人情報保護の観点から対策を講じる必要がある事務もある。

そこで、住民基本台帳事務を適正に実施し、区民の個人情報保護を図るため、区は、次のような措置を取る必要がある。

- （1）住基ネットを通じて東京都知事に送信する事項を法に定める本人確認情報（氏名、出生年月日、男女の別、住所、住民票コード、政令事項）に限ることを明確にする。
- （2）区民に係る住民票記載事項の漏えいや不適正な利用により、区民の基本的な人権が侵害される恐れのある場合、区長は関係機関への照会や審議会の意見を聴いた上で、区民の個人情報保護に関し必要な措置を講じること。
- （3）住基ネットを通じて行った送受信の処理状況や当該処理に関する苦情について、毎年、定期的に、審議会に報告する。

- (4) 住基ネットを通じて行った送受信に関する苦情処理の妥当性について、必要に応じて判断するために、審議会に部会を設置すること。
- (5) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求について、請求の目的が明らかに不当であるとき、又は閲覧により知りえた情報を不当に使用する恐れがあり、それにより区民の基本的人権を侵害する場合には、当該請求を拒否すること。
- (6) 住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることにより、あるいは、住民票の写しを交付することにより、個人の生命及び身体に切迫した危険が及ぶ可能性が予見できる場合、当該本人からの申請があれば、閲覧や交付を拒否すること。
- (7) 住民票記載事項が不正に流出した場合、当該行為者に対し、当該住民票記載事項の回収等の措置を命じること。また、当該行為者が正当な理由なく命令に従わないときは、罰則を課すこと。